

◎新潟県告示第911号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年8月26日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

監事 新発田市米倉 3686 番地 齋藤 誠司

退任年月日 平成 28 年 7 月 20 日